

# 宮城県「産業廃棄物税」の新設（更新）について

## 1. 産業廃棄物税の新設（更新）理由 [宮城県協議書抜粋]

本県の産業廃棄物税条例は、適用期間を令和2年3月31日までと定めていることから、令和元年8月に宮城県環境審議会に対して、今後の産業廃棄物税の在り方について諮問したところです。

同審議会では、税を導入して以降の産業廃棄物の排出量の推移や納税義務者をはじめとする関係事業者の意見などを踏まえ、現行税制度運用に関する課題や税収の使途について検証し、令和元年10月に現行の税制度を更に5年間継続することに同意する旨の答申がなされました。

そこで、本県としては、産業廃棄物税が産業廃棄物の排出抑制に一定の成果を果たしていることや、廃棄物の再生利用の向上に向けた施策の継続が強く求められていることなどから、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、適正処理対策等を引き続き推進し、持続可能な循環型社会を構築していくため、令和2年3月31日をもって適用期限が到来する法定外目的税としての産業廃棄物税の適用期間を更に5年間延長いたしたく協議するものです。

## 2. 産業廃棄物税の概要

課税団体	宮城県
税目名	産業廃棄物税(法定外目的税)
使途	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
課税標準	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	排出業者(中間処理業者を含む)
税率	1トンにつき1,000円
徴収方法	特別徴収・申告納付
収入見込額	(平年度) 約437百万円
非課税事項	天災地変その他の災害で知事が定めるものにより排出されることとなった産業廃棄物を最終処分場へ搬入する場合
徴税費用見込額	(平年度) 約16百万円
課税を行う期間	5年間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

### 3. 同意要件との関係

産業廃棄物税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

#### ① 課税標準

産業廃棄物税の課税標準は、宮城県内の「最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量」であるが、国税又は他の地方税において、課税標準を同じくするものはない。

なお、自社処分を除き産業廃棄物の搬入の際には処分料金が伴うため、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が課せられるが、産業廃棄物税の課税客体が「産業廃棄物の最終処分場への搬入」である一方、消費税等の課税客体は「国内において事業者が行う資産の譲渡等」であること、産業廃棄物税の課税標準は「最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量」であるが、消費税等の課税標準は「資産譲渡等の対価の額」であることを踏まえると、産業廃棄物税と消費税等は課税標準を同じくしているとは言えない。

#### ② 住民の負担

宮城県産業廃棄物税の税率は1トン当たり1,000円と、著しく過重であるとまでは言えず、加えて、宮城県内において10年以上同じ税率で課税が行われてきたことなどから、住民の負担が著しく過重となるとは認められない。なお、他府県の産業廃棄物関連の法定外目的税と同様の税率である。

このことから、産業廃棄物税は、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

- (2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

経済活動に伴い物が移動するという意味では、産業廃棄物の移動も「物の流通」に該当するが、10年以上にわたり宮城県内で課されていることや、税負担が排出業者の処分先選択に与える影響等を勘案すると、産業廃棄物税が、県内外の産業廃棄物の流通や、周辺県を中心とした県外地域の産業廃棄物の処理に重大な支障を来すほどの障害を与えることになるとは言えない。

以上により、産業廃棄物税は、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

① 税収は県内の不法投棄対策の強化をはじめとする産業廃棄物等の処理適正化、発生抑制等に使用されることとされ、むしろ、産業廃棄物適正処理に資するものであること

② 既に多くの例が存在する中、地方団体がこうした産業廃棄物関連税を導入していることに対して、これを不適當とする国（関係府省）の特段の判断等は示されていないこと

などから、これを不適當とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

このことから、産業廃棄物税は、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。